平成２１年（フ）第８７号
青森県十和田市東十二番町18番40号　第２コーポ青木８号室
債務者　佐伯光紗子（旧姓上野）
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第４１３号
岩手県岩手郡雫石町御明神中村１番地16、申立時の住所さいたま市北区別所町45番地３大宮別所町団地２―303
債務者　横森　眞道
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字小野袋936番地８　パークサイドＢ棟、旧住所茨城県古河市上砂井109番地５
債務者　菅谷　　明
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６６６号
さいたま市西区大字二ツ宮701番地５
債務者　金子　幸恵
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７７１号
さいたま市岩槻区並木１丁目28番１―604号
債務者　細川　稔彦
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
さいたま市南区辻１丁目４番15号　ＫＳマンション308
債務者　東　美由紀
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８４７号
埼玉県志木市上宗岡２丁目２番19―201号
債務者　平野　　孝
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１３号
さいたま市桜区大字神田776番地１　クラインゼル203
債務者　石井　里紗（旧姓浦野）
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４号
北海道名寄市西７条南６丁目10番地
債務者　加勢　秀樹
１　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第８０号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字三反町72番地３
債務者　佐藤　有香
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第６００号
さいたま市北区櫛引町２丁目126番地　サンコーポ渋谷106号
債務者　坂本俊浩こと　呉　　俊浩
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６３８号
さいたま市北区宮原町４丁目４番地32
債務者　大津　元江
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
さいたま市南区文蔵５丁目18番２号　バチュラー浦和111号室、旧住所埼玉県川口市大字安行吉岡1772番地の８
債務者　篠田　鮎美
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６７１号
埼玉県上尾市東町３丁目1968番地３
債務者　都築　利幸
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７４６号
さいたま市見沼区大字小深作585番地20
債務者　本多加寿子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０３号
さいたま市北区吉野町１丁目423番地６　吉野原マンション106、旧住所さいたま市西区大字指扇1779番地１　デアハウス１―102号
債務者　岡山　完司
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８０８号
さいたま市見沼区東大宮５丁目６番地１　第２Ｓビル302号
債務者　小北　忠一
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８３２号
埼玉県川口市大字小谷場228番地の１　アーバン富田Ｄ102号室
債務者　山崎　栄子（旧姓浅川）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係